

令和8年3月4日

「防衛装備移転三原則の運用指針」の見直し
(いわゆる5類型撤廃)に関する提言
【与党安全保障プロジェクトチーム 提言】

自由民主党
日本維新の会

自由民主党及び日本維新の会は、両党間の連立政権合意書が定めるいわゆる「5類型の撤廃」合意を踏まえ、防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに向けて、協議を行った。両党は、5類型撤廃に関する一定の結論を得たところ、今般、政府に対して提言を示す。

1 現在の安全保障環境

防衛装備移転は、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段である。我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面するなか、防衛装備移転の重要性が増している。

現行の国家安全保障戦略の策定を踏まえ、2023年12月及び2024年3月に防衛装備移転三原則運用指針の改正を実現した。また、官民一体で取り組んだ結果、2025年8月には、豪州次期汎用フリゲートに「もがみ」型護衛艦能力向上型（令和6年度護衛艦）が選定される等、具体的な案件の進捗も見られる。こうした取組みは、我が国の外交上の立場の強化にも資することとなる。

しかしながら、前回の運用指針の改正以降、我が国をめぐる安全保障環境はかつてないほど急速かつ複雑に変化している。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序への挑戦が勢いを増すとともに、インド太平洋では、中国・北朝鮮の更なる軍事力の増強や、中露や露朝の連携強化等がみられる。また、各国は、ロシアによるウクライナ侵略を教訓に、無人機の大量運用を含む「新しい戦い方」や長期戦への備えを急いでいる。

このような中において、我が国として、同盟国・同志国との協力・連携を強化し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出を図っていくこと、さらには継戦能力を含めた我が国自身の抑止力・対処力を強化することが重要である。

2 防衛装備移転の意義

こうした観点から、防衛装備移転を認め得る場合を見直し、より幅広い防衛装備品の移転を可能にすることには以下のような意義があると考えられる。

① 同盟国・同志国との防衛協力の拡大・深化

同盟国・同志国のニーズに応じた防衛装備移転の推進を通じ、我が国との相互運用性の向上を伴う形で同盟国・同志国の抑止力・対処力を強化することにより、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することができる。また、より多くの同盟国・同志国が我が国と同じ装備を保有し、在庫や生産基盤を整備することにより、様々な事態において相互に支援を行うことができる環境を構築し、当該国の継戦能力を向上させることは、我が国の防衛にも資する。

② 継戦能力確保のための防衛生産・技術基盤の強化

4年を越えるウクライナ侵略の教訓により、長期戦ではあらゆる装備や弾薬等が大量に消費される現実が明らかとなっている。各国が長期戦への備えを急ぐ中、我が国としても、我が国防衛の観点から、防衛装備移転の推進を通じて有事の継戦能力を支える国内の防衛生産・技術基盤を強化することが必要である。防衛産業そのものが防衛力である。したがって、輸出を含めて防衛産業の市場を確保し、強固な防衛産業を保持することは、我が国の国益に適う。

3 5類型の課題

昨今、中古護衛艦や防空ミサイルの移転に関心が示される等、我が国の装備品の高い技術力に対する同盟国・同志国からのニーズがあるものの、現行の運用指針では5類型の制約により移転が困難な案件も生じている。国際社会の現実に即さない防衛装備移転に対する国内的な制約により、我が国の安全保障上必要な防衛装備移転の実現を逸することがあってはならない。日本が同盟国・同志国のニーズに適合する形で完成品、部品、技術及び修理等の役務の防衛装備協力を戦略的かつ効率的に進めていくためにも、今般、5類型撤廃に向けて、与党間の議論を踏まえ、以下の結論を得た。

4 具体的な方向性

防衛装備移転三原則を堅持しつつ、以下の項目に従って、政府に対して運用指針の改正案の検討を求める。運用指針の改正に際しては、あらかじめ与党と調整することを政府に対して求める。

① 移転が認められる防衛装備品の性質

これまで、防衛装備移転は、実質的な全面禁輸の中で例外措置を積み重ね、防衛装備移転三原則の策定後は、国際共同開発・生産、部品、5 類型等の移転を認め得る場合を拡大してきたが、防衛装備の移転は厳しく制限されてきた。また、5 類型に該当する装備品は、その多くが破壊や殺傷を主たる目的とはしないものであった。

この点、5 類型を撤廃する場合、戦闘機、護衛艦、潜水艦等の「武器」(※)を含む国産完成品の移転を認め得ることとなる。

※ ここでいう「武器」とは、「自衛隊法上の武器」(火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等)を指す。

従って、5 類型撤廃に際しては、以下のように、装備品の性質等を踏まえた適切な装備移転の考え方や手続を合わせて措置することがこれまで以上に重要である。

- 「武器」移転の国際社会への影響等に留意し、責任ある装備移転管理の制度を整備した上で、「武器」を含む全ての完成品、部品、技術及び役務の移転を原則として可能とする。
- その際、主として、殺傷・破壊能力の有無により、防衛装備を分類し、それに応じて移転の要件に差異を設ける。
- 具体的には、防衛装備を「非武器」(防衛装備であって、自衛隊法上の武器以外のもの。= 殺傷・破壊能力なし)、「武器」(= 殺傷・破壊能力あり)、に分類し、この分類に応じて移転先、審査要領を設定する。
- なお、グローバル戦闘航空プログラム (GCAP) の完成品を我が国から第三国に直接移転することを認め得ることとした際、通常 of 審議に加え、個別案件ごとに加重手続き (閣議決定) を行う旨を閣議で決定している。この要件は、当時の運用指針には、GCAP の第三国への直接移転を認め得る規定が存在しなかったことを踏まえ、閣議決定というより厳格なプロセスを経ることとしたものであるが、引き続き責任ある装備移転管理を行う観点から、GCAP に関するこのような管理は今後も維持することが適当と考えられる。

② 防衛装備品の移転先

現行の運用指針を参考としつつ、防衛装備品の性質に応じたアプローチをとる。

(1) 非武器

殺傷・破壊能力がないことから、移転先に制約を設けない。

(2) 武器

殺傷・破壊能力を有することから、移転先を国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定する。

また、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合を除き、原則不可とする。

(注) 現行の運用指針は、三原則による制約のほか、「武器」の移転先について以下のとおり整理している。

ア 国際共同開発・生産のパートナー国への移転、ライセンス生産品のライセンス元国への移転、5 類型に該当する完成品の移転：移転先の制約は設けていない（「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転も排除されていない。）。

イ ライセンス生産品の「武器」に該当するものの第三国移転：「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合を除き、原則不可。

ウ GCAP 完成品の我が国から第三国への移転：移転先を国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定。「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は不可。

- なお、5 類型撤廃に合わせ、国産完成品以外の防衛装備品の移転（共同開発・生産の完成品の第三国移転等）についても、上記の整理を踏まえ、必要な措置を講じる。

③ 防衛装備品の分類を踏まえた手続

5 類型撤廃に応じた責任ある装備移転管理の制度を整備する観点から、上記のような防衛装備品の移転先の整理を踏まえた、適切な手続を定めることが必要である。

具体的には、今後より厳格な審査を行う観点から、「武器」移転の審査項目として明確化される項目（我が国の防衛力整備への影響、自衛隊の運用に与える影響等）を拡充する等の必要な措置を講じる。

また、従来の「武器」移転と同様、過去に「武器」移転を認め得るとの判断を行った実績がない場合は、国家安全保障会議で審議する。

その上で、政治的な視点からも厳格審査を行う観点から、国家安全保障会議で審議する場合には、あらかじめ与党と調整することを政府に求める。

更に、国会や国民への説明を更に充実させる方法について、政府において検討の上、成案を得るよう求める。

5 丁寧かつ分かりやすい説明

2014年の防衛装備移転三原則の策定以降、我が国からの防衛装備の移転については、同原則及び運用指針のもと、個別案件ごとに厳格に審査し、移転後の適正管理が確保される場合に限って認め得るとされた。

こうした経緯を踏まえれば、運用指針の5類型撤廃は、原則として、「武器」を含む完成品の移転を認め得る、装備移転に係るこれまでの政策の大転換となるものである。

このような本件の政策的意義に鑑み、政府に対して、平和国家としての我が国のこれまでの歩みを踏まえつつ、我が国の安全保障環境を踏まえた5類型撤廃の必要性と意義、適切な装備移転管理の仕組みの下で装備移転を行っていくことについて、丁寧かつ分かりやすい説明を国民に向けて行うことを求める。

6 今後の課題

責任ある装備移転管理の制度の下で、政府が主導して、産業界とのコミュニケーションを図りつつ、装備移転を戦略的かつ効率的に推進するため、官民連携の強化を含む政府全体の体制整備について、三文書の改定に関する議論の中で検討することを政府に求める。

(以上)